

こども家庭庁「こどもデータ連携実証事業の検証に係る調査研究」


成果報告会資料

10_戸田市 | 教育総合データベース事業

2024年3月

実証の背景・目的

▼自治体の概要

自治体	戸田市（埼玉県）	位置	参加関係者の体制、役割*			
人口	141,887人（2023年1月）		総括管理主体	保有・管理主体	分析主体	活用主体
担当部局	教育委員会事務局 教育政策室		(庁内) ・教育委員会事務局 教育政策室	(庁内) ・教育委員会事務局教育政策室、 同学務課 ・こども健やか部こども家庭支援室、 保育幼稚園課 ・健康福祉部福祉保健センター	(庁内) ・教育委員会事務局教育政策室 (庁外) ・株式会社内田洋行	(庁内) ・教育委員会事務局教育政策室 ・こども健やか部こども家庭支援室 (庁外) ・市立小中学校の校長等

*総括管理主体：各担当部局からのデータを組み合わせて判定ロジック等を用いて人によるアセスメントの補助となる判定を行う部局

*保有・管理主体：教育・保育・福祉・医療等のそれぞれの分野に関するデータを保有する担当部局

*分析主体：データを分析して総括管理主体が困難な状況にあることを把握するための判定アルゴリズム等を作成する者

*活用主体：データの提供を受け人によるアセスメントやプッシュ型（アウトリーチ型）の支援につなげる者

▼本事業の実施概要

背景、目的	<p>背景</p> <ul style="list-style-type: none"> 戸田市教育委員会では、これまでEBPM・EIPPの推進を掲げ、関連するデータを分析し、支援等につなげられるよう取り組んできた。 一方、様々なデータを保有しつつも、多くの場合、個々のデータの個別の活用にとどまり、困難を抱えるこどもの支援において、部局横断的なデータの利活用が進んでいなかった。 <p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> こどもに関する各種データについて、個人情報保護や倫理面での配慮を前提として、教育分野を軸にした「教育総合データベース」を整備するとともに、分野を越えて連携させることを通じて、情報を分析し、潜在的に支援が必要なこどもを早期に発見し、プッシュ型支援につなげること。
困難の類型	①不登校 ②貧困・虐待 ③学校カルテ
本年度の実施成果	<ul style="list-style-type: none"> 昨年度オンプレミスで整備した「教育総合データベース」について、クラウド上に構築するとともに、不登校等の予測に活用可能なデータ項目の追加・データ量拡充を行うことで、機械学習により構築した不登校予測モデルの精度を向上させた。なお、福祉部局が保有する支援対象者に係る情報を本データベースに連携させることは個人情報保護や情報の機微性の高さという観点から非現実的であったため、今後貧困・虐待など家庭関係のリスクを検出するロジックについては、関係部局の理解を得つつ継続的に議論する必要性が確認された。 本データベースの情報をグラフや表などで見える化し、教員が情報を的確に把握できるようにした「ダッシュボード」を構築し、市内全18の小中学校の管理職・教員に展開し、日常業務での活用を促進した。その結果、ある小学校では、不登校の観点から、新規に支援・見守りが必要とされる児童を10名捕捉することができ、当該児童らへは連絡頻度を上げる、校内サポートルームへ接続することに繋げることができた。なお、校務支援システムの出欠情報等をRPAでダウンロードできるようにし、連携作業の効率化を図ることができたため、次年度以降、より鮮度の高い情報が搭載されることで、ダッシュボードの日常使いが進むとともに、効果的にこども達の支援に活用していくことも期待できる。 また、こども家庭支援室で支援を検討する会議の構成員となっている教育政策室職員により、協議の場を活用し、対象児童生徒の一部についてダッシュボードから得られた特徴的な示唆を共有した。また、こども家庭支援室と打合せを実施し、家庭関係のリスクが検知可能なデータを一人一台端末を活用して引き続き収集することや、こども家庭支援室と学校管理職での連携に留まらず、SSW・SCとの連携を深めていくことなど、次年度に向けて協議した。

こどもデータ連携の仕組みの構築

- 主に教育委員会及び学校が保有する情報を用いて、複数の決定木を組み合わせて予測を行う、勾配ブースティング等のモデルを複数検証しながら、「不登校リスクスコア」を導き出した。
- 2022年の単年データをもとに機械学習により予測モデルを構築し、当該モデルに今年度データを当てはめ、「11月から3月末までに新たに不登校になる可能性のある児童生徒」を予測した。
- 「教育総合データベース」は汎用クラウドサービス上に構築した。AIによる予測結果を鵜呑みにして対応しないよう、リスクスコアのアクセス権限は学校管理職のみに限定した。

判定基準に用いたデータ項目

No	判定基準に用いたデータ項目
1	氏名・生年月日・性別・宛名コード
2	在籍学校名・クラス・出席番号
3	埼玉県学力・学習状況調査管理番号 ^{*1}
4	埼玉県学力・学習状況調査 ^{*1} (学力調査・児童生徒質問紙調査)
5	授業がわかる調査 ^{*2}
6	AiGROW (非認知能力を測定する調査) ^{*3}
7	Reading Skills Test ^{*4}
8	出欠・遅刻・早退の状況
9	保健室利用状況
10	長期欠席調査
11	いじめ等に関する記録
12	学校生活に係るアンケート
13	教育相談の利用の有無 ^{*5}
14	学校健診結果
15	乳幼児健診結果
16	保育・幼稚園の在園状況
17	シャボテン (心の天気等) ^{*6}
18	Q-Uアンケート ^{*7}

*1 小学校4年～中学校3年を対象に年1回実施。

*2 小学校4年～中学校3年を対象に年2回実施。

*3 令和5年度は小学校10校、中学校2校で実施。

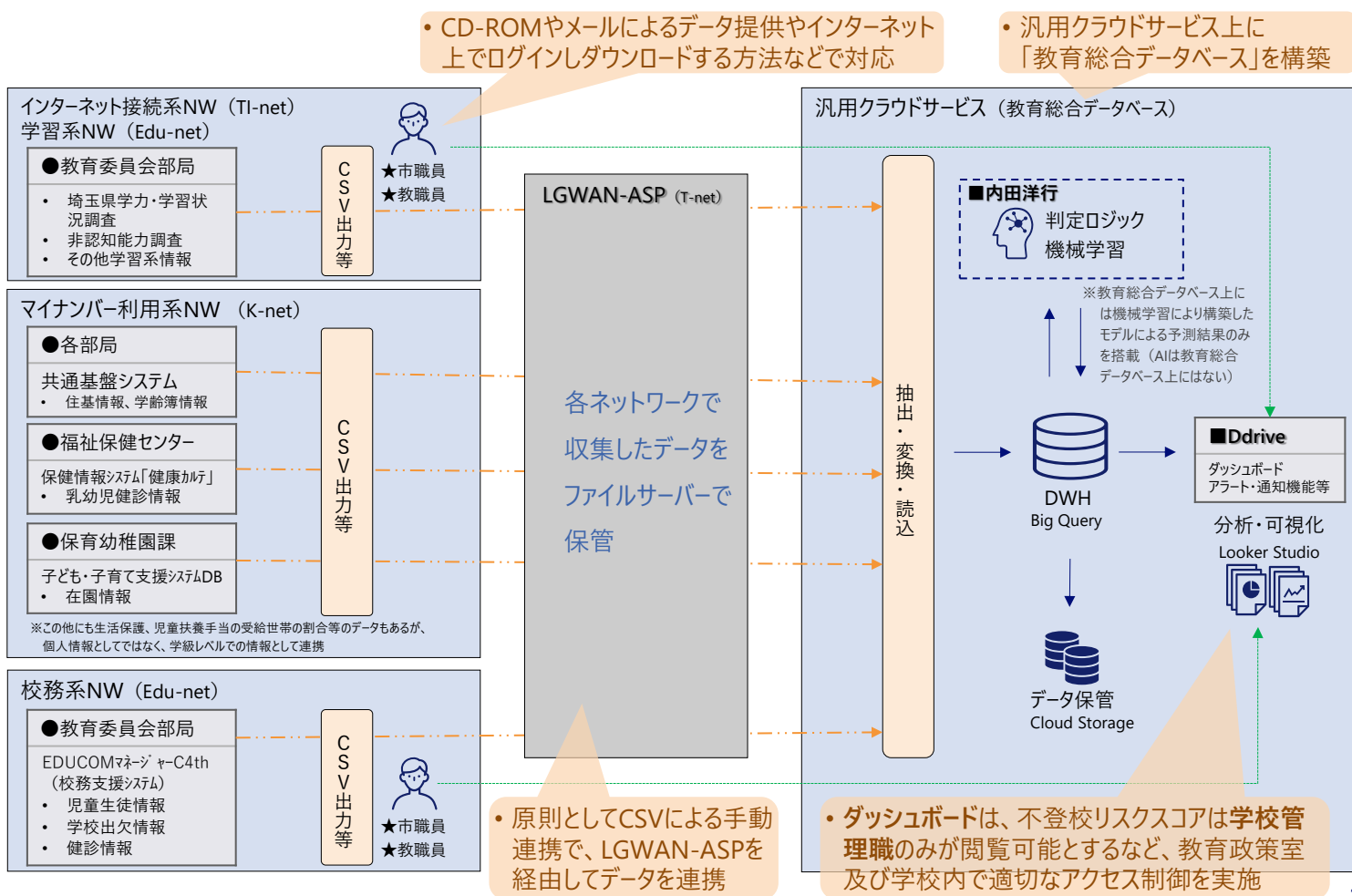
*4 令和5年度は小学校6年～中学校3年を対象に全校で実施。

*5 自由記述は未搭載。

*6 令和5年度から小学校3校で実施。

*7 小学校6校で実施。

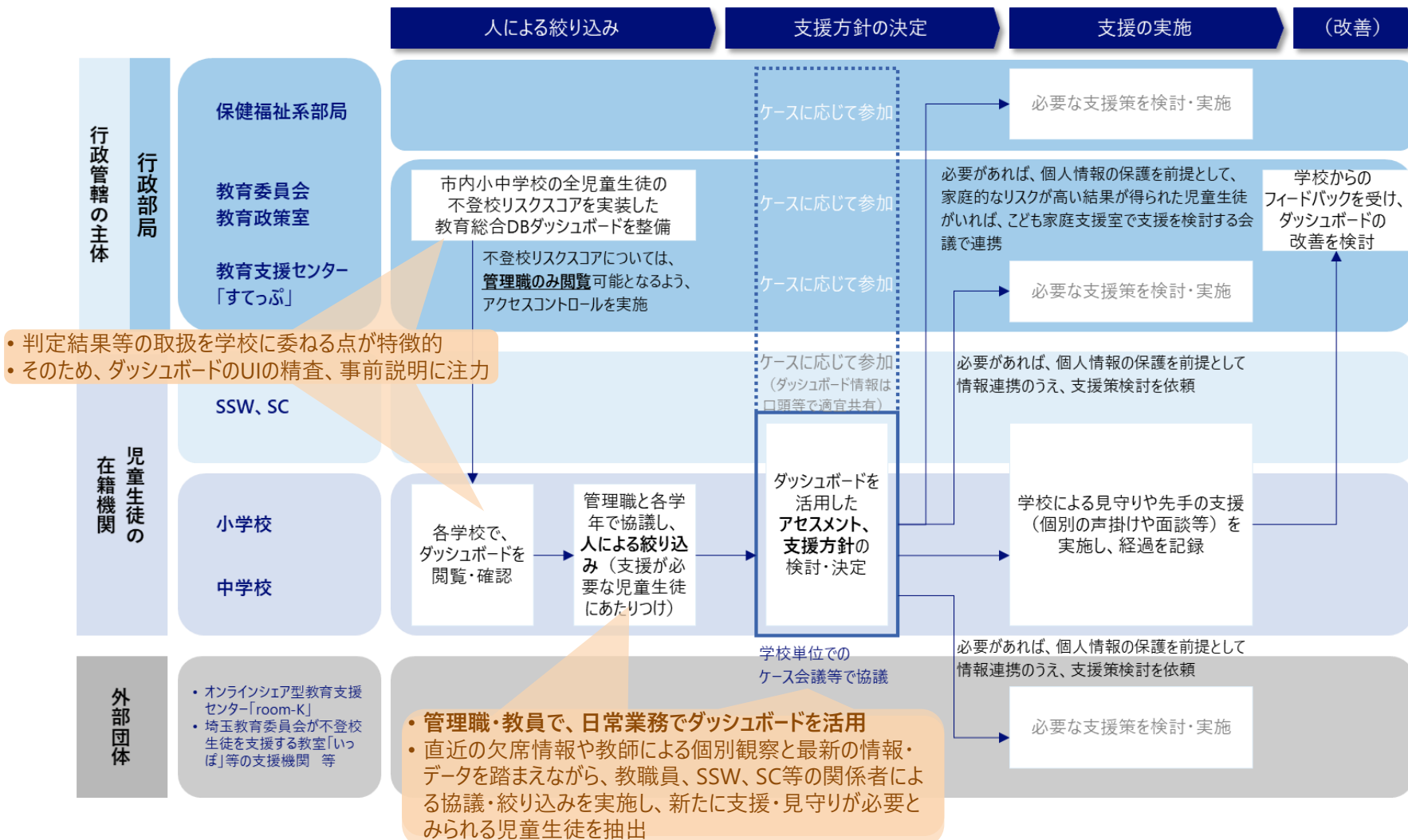
本年度実証に係るシステム構成



支援につなぐ取組

- 市内全18の小中学校の全児童生徒の不登校リスクスコア（学校の管理職のみ閲覧できるようにアクセスコントロールを実施）を含むダッシュボードを実装し、全18校へ活用を依頼した。
- 学校単位でのケース会議等で、**学校管理職・教員がダッシュボードを活用**して、人による絞り込み・支援方針検討を実施した。そして、学校での見守り・先手の支援、必要がある場合には福祉担当部局・外部団体等へ適宜情報連携・支援策検討を依頼した。

データ連携により把握した子ども等を支援につなげる取組についての、本年度事業での実施フロー



結果（関連性のあるデータ項目、絞り込みの変遷）

- ある小学校を対象として分析した結果、「不登校」は「教育相談回数」と「直近の欠席日数」*が関連性があると判定された。

*他にも、関連性のあるデータ項目はあるものと考えているが、特に着目することが望ましいと考えるものを抜粋。

困難の類型（不登校）と関連性のあるデータ項目の分析結果

抽出群

- 「システム判定でリスク高」且つ「学校での確認で支援優先度高と判断」
- 既存の支援・見守りの対象

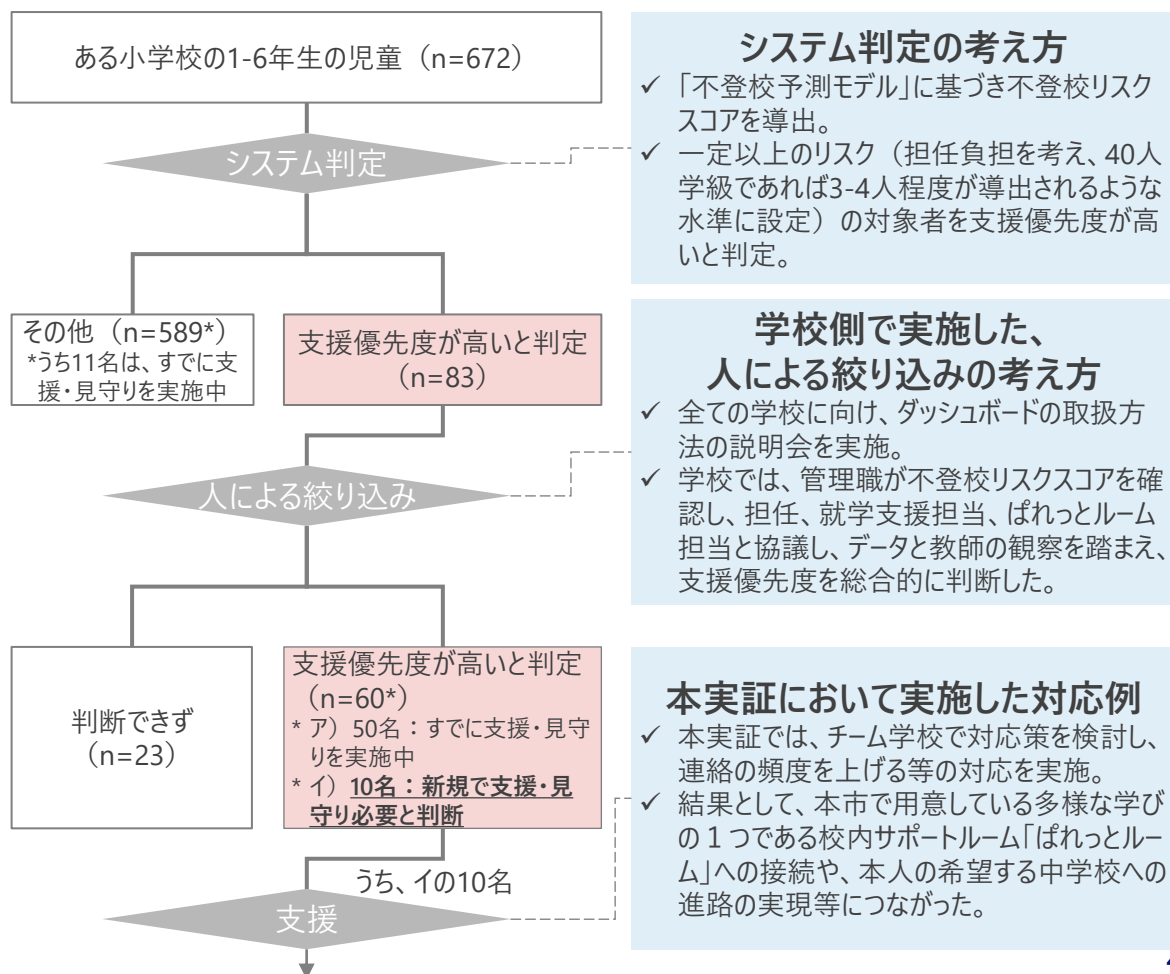
対照群

- システム判定において、リスクが低いと判断された対象者

関連性のあるデータ項目	関連性が高いと判断した理由
直近（2023年8-10月）の教育相談回数（教育センター分）が月1回以上であること	抽出群と対照群の比較において、該当率に約33倍の差
直近30日間の累積欠席日数が4日以上であること	抽出群と対照群の比較において、該当率に約48ポイントの差

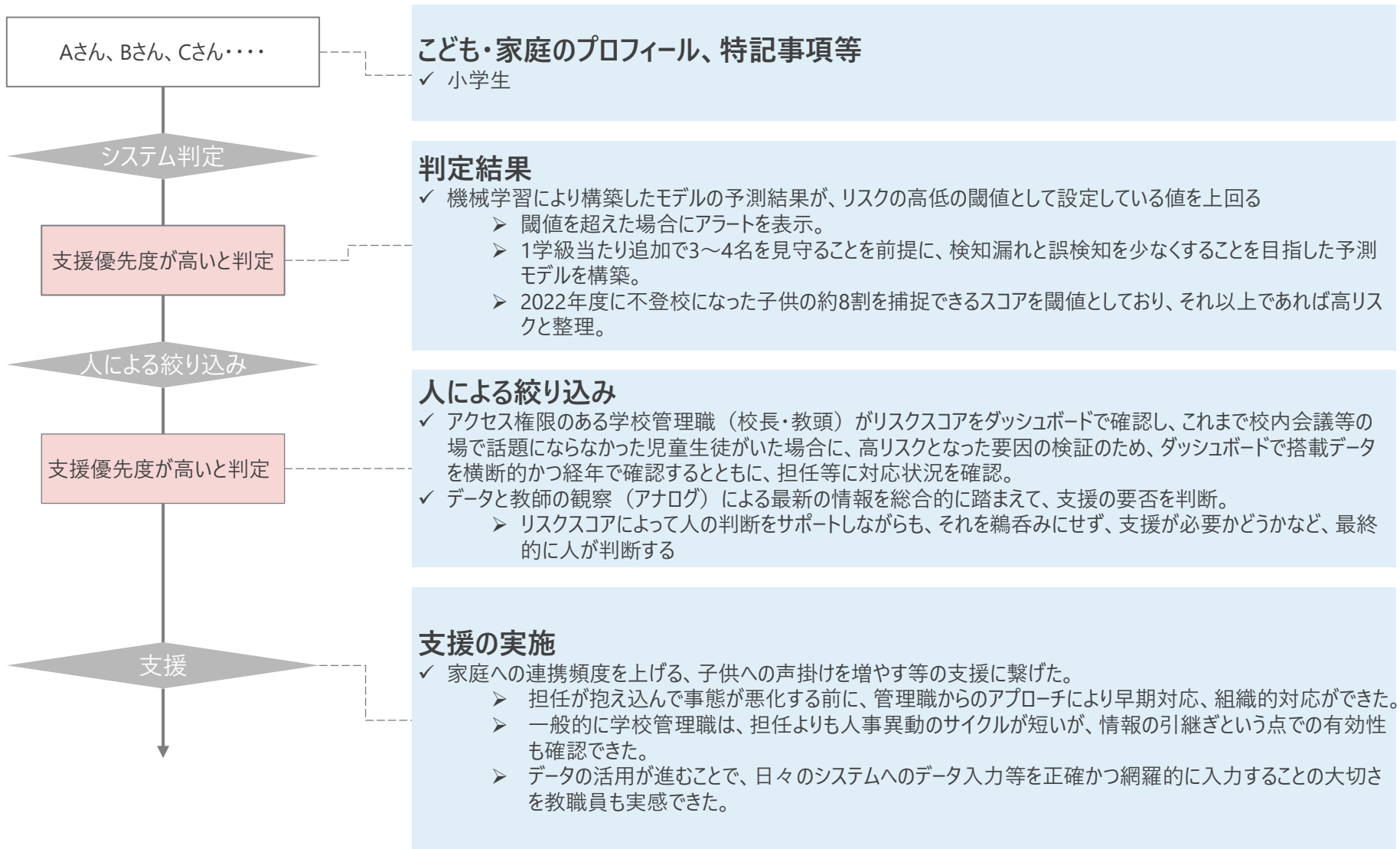
- ある小学校では、「不登校予測モデル」で支援優先度が高いと判定された対象者83名について、学校側で人による絞り込みを行った結果、うち10名が新規で支援・見守りの必要があると判断された。
- 当該10名については、本実証においては、チーム学校で対応策を検討し、連絡の頻度を上げるといった対応を実施した。その結果、ばれっとルームへの接続といった取組につなげることができた。
- 当該学校からは、システム判定結果について、実際に支援をしている児童とほぼ一致しており、スコアが非常に信頼できるといったフィードバックを得ることが出来た。

ある小学校における、絞り込みの変遷



支援につないだ具体的な事例

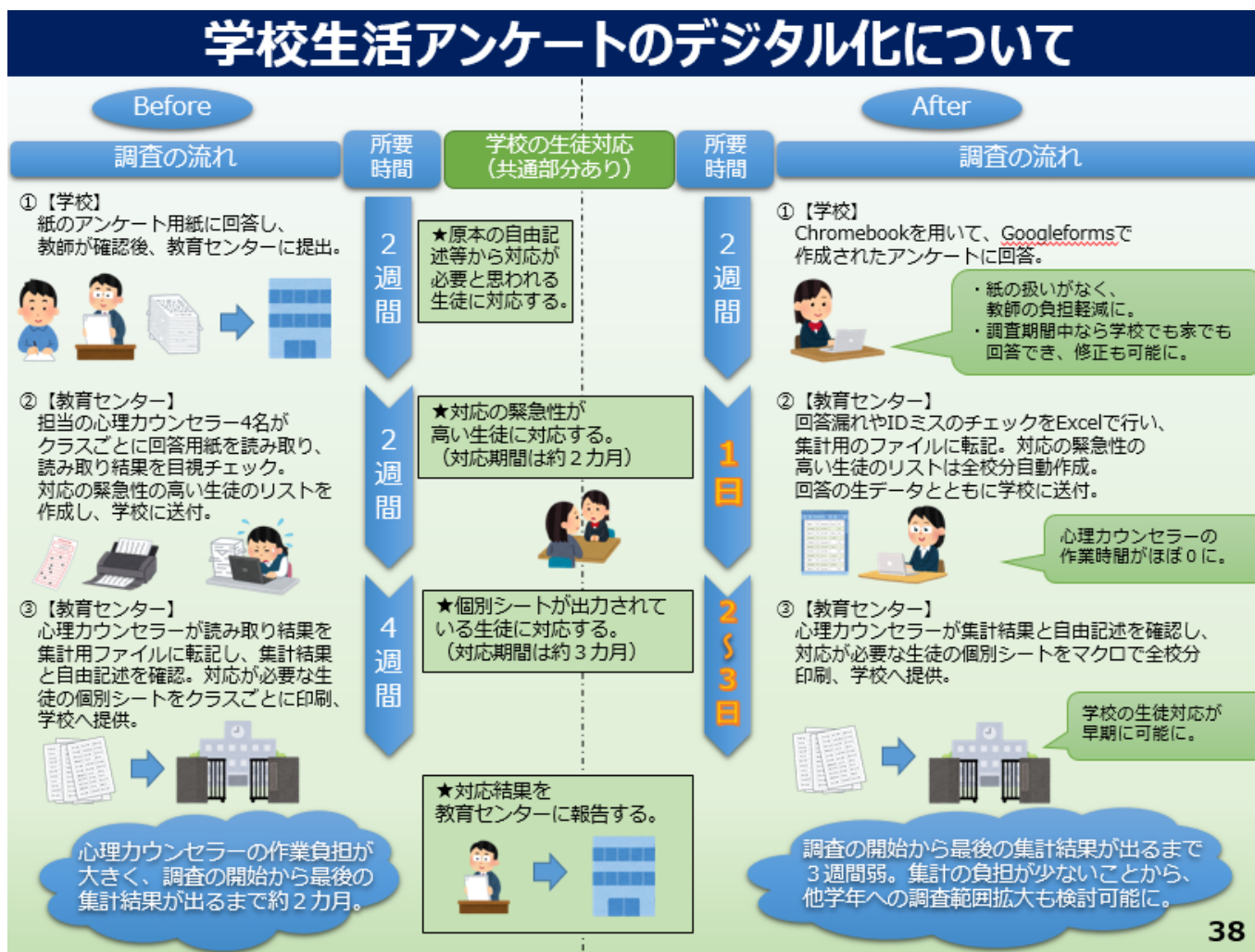
支援につないだ具体的な事例



その他、工夫した点や得られた効果等①

- 「アナログ情報のデジタル化」としては、学校生活アンケートのデジタル化を、本事業と並行する形で実施・実現させた。

アナログ情報のデジタル化の実施状況



その他、工夫した点や得られた効果等②

- 本市においては、データベース構築やデータ利活用に当たっての留意事項をまとめた「教育データ利活用ガイドライン」を令和4年12月に策定。データベースの構築方法がオンプレミスからクラウド環境に変わったこと、個人情報の保護について条例から法律の適用に今年度切り替わったこと等を受け、当時の進捗を踏まえ記述を更新し、改訂する予定。

教育データの利活用に関するガイドライン 概要①

- 教育総合データベースの構築・運用に当たっては、個人情報を利用することになることから、住民に対して「何のためのデータ連携なのか」等について、丁寧に考え方を説明し、理解を得る必要。
- このため、教育データの利活用に関するガイドラインを、教育政策シンクタンク アドバイザリーボードで外部有識者の御知見、御意見もいただきながら策定。国の最新の動向も参考として策定しているが、実証事業その他の教育データ利活用に係る具体的な事例の成果・課題等を踏まえつつ、必要な場合には、適宜見直し。
- 仮に本ガイドラインに記載した内容と、実際の運用が大きく異なることとなった場合には、その程度に応じて、シンクタンク所長又はアドバイザリーボードに諮ることとする。

教育データ利活用の基本的な方針

(※) 基本的な方針に係ることについては教育データの利活用全般に、具体的な措置に関する場合は教育総合データベースに、それぞれとして適用されることを想定。

①教育は技術に優先する

データベースをはじめとしたデータ利活用の目的は、誰一人取り残されない、子供たち一人一人に応じた支援の実現。データは必ずしも万能なものではなく、「データ化する必要のないもの」「データで測れないもの」が存在することを常に認識し、「手段」であるデータ利活用が「目的」化しないようにする必要

②差別的取扱いの禁止等

教育データの利活用により、例えば、特別支援学級や通級による指導の対象とすべき者を恣意的に選別したり、いじめ子や予測するなど、児童生徒個人々人のふるい分けを行ったり、差別的な取扱いや不適正な利用につながるようなことのないようにする
本人や保護者の望まない形で行われることによって、個人が権利利益の侵害を受けることのないようにする必要

③内心の自由の保障等

教育データの利活用により、本人が外部に表出することを望まない内面の部分を可視化することがないようにする
行動の履歴まで把握され、逐一監視されるような教育環境に置かれるとすれば自由の制約になる可能性もあり、留意する必要

④教育の機会均等と水準の維持向上

教育の機会均等と水準の維持向上に資する目的で利活用し、成績等の序列化や一面的な評価につながるようなことのないようにする
何よりも学習者である児童生徒が受益者となるよう、各主体が連携して取り組んでいく必要

教育データの利活用に関するガイドライン 概要②

教育データ利活用に際しての具体的措置

データガバナンス体制の確立 …… 主体ごとの適切な役割分担の下、相互に連携・協力して実証事業に取り組む

1. 総括管理主体 データガバナンス体制の中核的な役割。データ連携の目的の設定、データ項目の必要最小限性の担保、個人情報保護措置の実施、委託先の監督等
2. 保有・管理主体 データを扱う担当者、責任者の明確化。元の利用目的分野を超えてデータを提供する必要性、取得・提供方法等を総括管理主体とともに整理
3. 分析主体 傾向を分析し、判定リスクやアクセスについてまとめる。単体で個人を識別できる記述等を削除するなど、情報の適正な取扱いの確保を図る
4. 活用主体 困難な状況にあると判断した子供のアセスメントを行い、フッシュ型支援等を実施。支援状況の継続的な記録や支援策の有効性の評価を行う

安全管理措置 …… 個人情報保護法や戸田市情報セキュリティポリシー等の関係法令に則り、個人情報等の安全管理のための必要かつ適切な措置を講ずる

1. 組織的 管理責任者や個人情報等を扱う担当者を指定。漏えい等の事象が発生した場合の報告体制を明確化するとともに、定期的に取組状況を把握
2. 人的 高い規範意識が必要。職員全般に対する教育・研修とは別途、データベースの管理・運用・セキュリティ対策等に関する研修を関係職員に対して実施
3. 物理的 立ち入り権限の制限、入退室記録による監視、外部媒体の持ち込み制限。事業者に対しても適切な措置を依頼し、必要に応じてモニタリングを行う
4. 技術的 処理や所蔵等に応じたアクセスコントロール。アクセスログ機能をDBに実装。出力データの持ち出しを制限し、不要データは廃棄、削除を適切に行う

関係者に対する丁寧な説明等 …… 児童生徒を全て対象とすることや機微性の高い情報に含まれることから、丁寧な説明を尽くし、理解の醸成を図る

1. 利用目的の丁寧な説明 改正個人情報保護法を踏まえて、児童生徒本人や保護者に対する丁寧な説明を尽くす。国の検討状況も踏まえ、庁内関係部署と連携しつつ、整理
2. 学校現場にデータ活用文化を醸成 データ利活用の視点(目的、範囲、粒度、鮮度、文化)と併せ、学校訪問等で利活用を支援。今後、アンバサダー等を通じた伴走型支援
3. 市民、地域の理解醸成 アドバイザリーボード等を通じ、DBに係る検討内容やプロセスについて幅広く世間に公開。デジタル化やデータ連携の利点を分かりやすく情報発信
4. 開示請求等の対応 分析結果に対し自己開示請求があった場合、条例に基づき、本人の権利利益保護に最善の措置は何かという視点も踏まえ、慎重かつ個別具体的に判断

データベースの構築・運用の在り方 …… 教育関係者も容易に理解・活用できるUIの構築、行政文書の適切な記録・保護とビッグデータとしての利活用

1. ユースケース 具体的な活用イメージから当面想定されるユースケースを設定 (児童生徒タスクボード、不登校発見リスク判定、学校カルテ等)
2. 実装すべき機能 DBの根幹を成すタスクボード機能、フッシュ型支援に必要なアラート機能を含め、最終的に実装すべき機能を整理 (可能なものから随時実装)
3. 対象年度 当面の作業としては、直近のデータ2年度分を優先。優先順位を定めつつ、随時、それ以前の年度に遡ってデータを整備することも検討
4. 保存期間 法令や市の規程に基づいて管理。分析結果等はDBに固有の情報であり、規程等を考慮すると5年を基本としてかつ個別具体的に検討することが適当
5. 卒業等に応じての取扱い 政策目的上不要になった段階で個人情報としては削除・廃棄。氏名等の単体で個人を識別できる記述を削除した情報としての蓄積方策も今後検討
6. DBの活用 データフォーマットや標準化手法の公開。学術研究機関等とは単体で個人を識別できる記述を削除した上で提供を基本とし、個別に取扱いを協賛

教育データの利活用に関するガイドラインの改訂について (案)

○令和4年12月に決定・公開した「教育データの利活用に関するガイドライン」について、実証事業のその後の進捗を踏まえ、改訂 (主なポイントは下記参照)。

○今後、教育委員会定例会に諮り改訂・公表を予定。

<改訂の主なポイント>

DBのシステム

・R4年度においてはオンプレミス環境でDBを構築していたが、R5年度はクラウド上で構築することに伴い、記述の更新や実装すべき機能を追加。

安全管理措置

・学校現場におけるDBの試行を通して得られた成果・課題を踏まえ、アクセスコントロールや研修会の実施など安全管理措置について記述を追加。

個人情報の保護

・R5年4月から改正個人情報保護法が施行されたことに伴い、個人情報の保護に係る運用について記述を更新。

本人・保護者への丁寧な説明

・R5年度の運用の具体的な内容 (各種調査フォームへデータをDBに連携する旨の明記や、DBに係る保護者宛通知文の発出) について記述を追加。

DB搭載を望まない者への対応

・本人や保護者がDB搭載の個人情報の削除を希望する場合において、必要となる手続 (いわゆるオプトアウト) について追記。

(※) その他、DBに固有の情報についての例示の追加や、記述の時点更新を全体的に行っている。

【参考】ガイドラインの詳細についてはこちら▼

(現行) 教育データ利活用ガイドライン

https://www.city.toda.saitama.jp/upload/ed/life/134180_281263_misc.pdf

(改訂案) 教育データ利活用ガイドライン

https://www.city.toda.saitama.jp/upload/ed/life/142889_299502_misc.pdf

その他、工夫した点や得られた効果等③

- 個人情報データをデータベース構築のために利用することについて、以下のとおり整理するとともに、データベースへの記録項目等をまとめた、個人情報ファイル簿を作成し、市HPで公表。
- 本市のガイドラインを踏まえた具体的措置として、データベースの概要等について保護者宛ての通知の送付や広報誌での紹介など利用目的の丁寧な説明を実施。また、データベース上の個人情報を削除したいという意向に応じるための申請書を作成し、保護者宛の通知では申請方法についても御案内。

＜個人情報保護法に基づく個人情報の目的外利用等に係る手続＞

教育政策室外の部署が保有する個人情報をDB構築のために利用することについては、令和5年4月から適用される個人情報保護法（以下「法」という。）に基づき以下のとおり整理し、必要な手続を行った。

- ①教育総合DBにかかる個人情報ファイル簿の作成公表（法第75条）
- ②担当部署以外(実施機関内)の部署が保有する個人情報を取得する場合(法第69条第2項第2号)
- ③担当部署以外(実施機関外)の部署が保有する個人情報を取得する場合(法第69条第2項第3号)
- ④当該事務を外部に委託等する場合の安全管理措置（法第66条）

【主な取得データ一覧】

	基礎情報	学校生活	学力等	生徒指導
教育委員会保有データ (教育政策室保有)	氏名・生年月日・性別等	出欠・遅刻・早退	県学調結果・同調査質問紙	長期欠席調査
	学校名・学年・クラス	学校生活に係るアンケート	授業がわかる調査	いじめ等の記録
	県学調管理番号	Q-Uアンケート	Reading Skills Test	教育相談利用有無
		シャボテン(心の天気等)	非認知的能力調査(AiGROW)	SC-SSW相談
	基礎情報	健康	就学前段階	健康
教育委員会保有データ (目的外利用)	氏名・生年月日・性別等	学校定期健診	保育園入所情報	乳幼児健診
	学校名・学年	保健室利用状況	幼稚園入所情報	
	宛名コード			

※令和4年度に審議会でも承認を受けた個人情報についても、令和5年度の個人情報の目的外利用・外部提供を受ける際、令和5年度当初に再度整理を行った。

【個人情報ファイル簿の公表】

項目	記載内容
個人情報ファイルの利用目的	教育施策の調査分析、分析結果の活用
記録項目	1 学齢層情報（氏名、住所、性別、生年月日、続柄、就学校（及び就学すべき学校）、学級区分、転入学日、転退学日、就学猶予免除情報、区域外就学情報）、2 保育園幼稚園入所情報（入所施設名、入所日、退所日）、3 乳幼児健診情報（受診日、身長、体重、肥満度、精密検査有無、未処置歯数、アンケート回答内容）、4 校務基本情報（学校コード、生徒管理コード、学年、組、番号）、5 保健室利用状況（利用日、利用区分）、6 AiGROW受検情報（Googleアカウント、回答内容、非認知能力）、7 学校生活に係るアンケート（回答内容）、8 教育相談（相談日、相談形態、担当者、相談内容）、9 出欠状況（月別授業日数、理由別欠席遅刻早退日数）、10 歯科保健状況（学校健診結果、歯科検診結果）、11 長期欠席調査（欠席日数、欠席理由、対応内容）、12 いじめに関する記録情報（入力日、教職員情報、被害児童生徒情報、加害児童生徒情報、事業内容、対応内容）、13 県学調データ（国語レベル、算数数学レベル、英語レベル、学習方略、非認知能力、回答内容）、14 授業がわかる調査（回答内容）、15 RST結果情報（正答内容、タイプ別能力回答）、16 シャボテン（回答内容）、17 Q-Uアンケート（回答内容）
記録範囲	学齢層記載の児童生徒、保護者15歳以下の戸田市民

【市の広報誌での紹介】

広報戸田市 2023年5月号

教育総合データベースの構築

～誰一人取り残さない、子どもたち一人ひとりに応じた支援の実現～

子どもに関するデータを、教育委員会を中心に市役所の関係機関で連携して分析しています。これにより、潜在的に支援が必要な子どもを早期に見出し、必要な支援につなげるための取り組みを実施しています。（令和4年度デジタル庁実証事業を採択、令和5年度子ども家庭庁実証事業に応募）

問い合わせ先 教育政策室 教育政策担当（内線 317）

支援につなげるための取り組み

1. 不登校などに係る子どもたちの SOS の早期発見・支援
2. 貧困・虐待などの困難を有する子どもへの支援
3. 学校カルテによる現場への継続的改善のためのアンケート

（上記のために、子どもたちに学校で取っているアンケート結果の一部を分析の対象としています。）

画面での配慮

個人情報や学業やコンプライアンスの専門などに交差・重複を避け、必要に応じて匿名化を施しました。

Q & A

- Q1. 子どもに関するデータを幅広く収集するものですか？
A1. 目的達成のため必要な範囲内でデータ項目を限定し、収集します。
- Q2. 個々の子どもの生活保護・就学援助の受給有無や成績のデータも掲載されるのでしょうか？
A2. 個人が特定されるデータには掲載しません。生活保護や就学援助の受給有無等は、あくまでも学年・学年ごとの平均値や割合のデータのみです。また、学校の成績は掲載しません。
- Q3. 個々の子どもに関するデータベースの活用は、ずっと続けることなのでしょうか？
A3. 市の教育管理機能などに基づき必要な範囲のみ存続します。
- Q4. 個人データは、分析の目的で大学や企業などに提供されることにはならないですか？
A4. 本市から外部研究機関などにデータを提供するに当たっては、氏名などの身体で個人を識別することができず匿名化を施した上で提供いたします。
- Q5. データベースの運用維持は外部委託するものでしょうか？
A5. データベース構築事業は個人情報に関する法令に基づき外部委託を行い、運用維持はデータ提供事業者による運用・管理を委託して実施します。

データベースの取り扱いは、教育委員会 note で情報発信しております。 教育委員会 note はこちら

保護者へ周知 事業の概要やDBの活用方法を説明

戸田市立小・中学校 保護者 冊 令和 5 年 1 2 月 戸田市教育委員会

「教育総合データベース」を活用した児童生徒への支援の実現について（お知らせ）

皆様から本市の教育活動に理解と協力を賜り、誠にありがとうございます。さて、戸田市教育委員会は、これまでも「誰一人取り残さない、子ども一人一人に応じた支援の実現」を目標として「戸田型ホトナシプラットフォーム」（総合的な学校施策）を画定し策定して実施しています。その一環として、国の実証事業である「教育総合データベース」（以下「データベース」）の構築を進めています。今月からデータベースの一部データを鑑み、グラフ等で確認できるようにして学校現場で活用し始めましたので、その内容について下記のお知らせいたします。データベースは、子どもに関するより良い支援につなげる、誰一人取り残さない「教育」を実現したいと考えております。御理解の程、どうぞよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 概要
 - 「誰一人取り残さない、子ども一人一人に応じた支援の実現」を目的に、個人情報の保護を確保した上で一定のデータを鑑み、子ども一人一人の「生活」のより良い実現に生かすものです。
 - 令和5年度は、教育的に支援が必要な児童生徒の60%の早期発見・支援にデータベースを活用することによって、貢献していきます。データベースは、戸田市教育委員会関係機関の関与した職員及び学校教職員のみの閲覧できます。
- 2 活用方法
 - 本市に基づく事務を実施するための情報収集に活用している、基礎情報や成績・学習指導、学力・健康・各種アンケート等といった、様々な形で蓄積していたデータを活用しながら、子どもへのより良い支援を学校がチームとして考えます。
 - この際、保護者へのご連絡は必ず事前によりおこなわれます。親不在家庭には対応していない子供について、近い親戚や学校に不在児童生徒の保護者である方に保護者名、電話番号を宛先としてご連絡することで、子ども達の60%の早期発見・支援を実現いたします。
- 3 その他
 - 上記の内容を含め、詳細については、下記二次コード又はお問い合わせください。
 - データベースの運用については、個人情報保護法やコンプライアンスの専門的な意見を交えた会議で複数回協議した上で、ガイドラインを策定・公表し、そのガイドラインに基づいて進めています。会議は公開で実施しており、市民向けホームページに開催案内を掲載いたします。
 - このように、個人情報の取扱いに安全を確保して進めておりますが、既にデータベースからの個人情報の開示を希望する方は、下記二次コード又は118年中に保護者作成の上、御届出ください。ただし、非役員の目的に基づく事務を実施するために保有する全ての個人情報が開示の対象となるものではありません。その旨を御通知させていただきます。

https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/317/kyo-somu-kojinjoho-filebo.html

オプトアウト申請書 作成 DB上の個人情報の削除希望に対応

戸田市教育総合データベース個人情報削除申請書 令和 5 年 月 日

教育政策室 宛 戸田市教育総合データベースに搭載する個人情報について、以下のとおり削除を申請します。

ご本人が未成年で、保護者が申請する場合

ご本人全項目	年 月 日
ご本人全項目	年 月 日
削除希望項目（ふりがな）	年 月 日
連絡先	1 保護者 2 その他
代理連絡の理由	1 本人が未成年であるため 2 その他
住所	
電話番号	
本人確認情報（コピーを添付してください）	1 連絡先住所 2 マイナンバーカード 3 診断（ハレポート） 4 身体障害者手帳 5 特別支援指導書 6 その他
削除希望理由（コピーを添付してください）	1 削除希望項目 2 マイナンバーカード 3 診断（ハレポート） 4 身体障害者手帳 5 特別支援指導書 6 その他
削除を希望する項目	1 全ての項目 (3)については、ホームページに貼付の「個人情報オプトアウト申請書」を併用してください。
削除を希望する理由	1 全ての項目 (3)については、ホームページに貼付の「個人情報オプトアウト申請書」を併用してください。
お問い合わせ先	1 教育総合データベースに搭載のものとして作成される新たな項目 2 一部の項目 3 個人情報の「個人情報オプトアウト申請書」を併用してください。

以上

https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/317/kyo-somu-kojinjoho-filebo.html

https://www.city.toda.saitama.jp/koho-toda/230501/pdf/02-03.pdf?page=2

https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/317/kyo-sougou-db.html

その他、工夫した点や得られた効果等④

- 個別のデータ取得に当たっては、データの性質に応じ、児童生徒、保護者又は教職員に対して、ももとの調査目的に加え、本実証事業にかかる検証及び検証結果を踏まえた支援への活用について言及（以下はその例）。

個別のデータ取得の際の回答フォームや通知の記載例

【児童生徒へのアンケート調査の回答フォーム】

授業がわかる調査（中学校）

このアンケートの集計結果は、これからの授業や学校生活をより良く改善(かいぜん)するため、研究などに使われません。この他、戸田市教育委員会が構築・運用する「教育総合データベース」を通じて、誰一人取り残されない、子どもたち一人一人に応じた支援(しえん)の実現(じげん)のための、不登校等のSOSの早期発見・支援(しえん)（不登校、いじめ等）に関し、SOSが事前に何らかの兆候(ちようこう)として現れていないか、それを踏(ふ)まえ、ニーズに応じた早期支援(しえん)ができないかの検証(けんしょう)やその結果を受けた支援(しえん)などに利用する予定です。また、学校や個人がわかるような形で公表(こうひ)することはありません。

このフォームでは、すべての回答者からのメールが自動的に収集(しゆじ)されます。 [設定を変更](#)

学校を教えてください。 *

心こころのアンケート

このアンケートは、皆(みな)さんが安心(あんしん)して学校生活(がっこうせいふく)を送(おく)れるようにすることを目的(もくてき)に行(い)うものです。

はじめて答(こた)える人は4月(がつ) から今日(きょう) までの経験(けいけん)をおしえてください。

今(いま)までに答(こた)えたことがある人(ひと)は、前(まえ)に答(こた)えた日(ひ) から今日(きょう) までの経験(けいけん)をおしえてください。

このアンケートの結果(けっか)は、これからの学校生活(がっこうせいふく)をより良(よ)く改善(かいぜん)するために使(つか)われます。例(たと)えば、学校(がっこう)の先生方(せんせい)がみなさんの回答(こた)えを見(み)たり、市役所(しやくしょ)が作(つく)っているデータベースで他(ほか)のデータと連携(れんけい)して分析(ぶんせき)したりして、みなさん一人一人(ひとりひとり)に合(あ)ったサポートをするための、不登校等(ふとうこうなど)のSOSの発見(はっけん)や支援(しえん)のために使(つか)われます。みなさんの名前(なまえ)などが、関係(かんけい)のない人(ひと)に伝(つた)わることはありません。

小4～中3対象に実施している「授業がわかる調査」
（※上の画面は中学生用）

小学生対象に実施している「心のアンケート」

【テストの保護者宛周知】

令和5年9月14日

保護者 様

戸田市教育委員会

リーディングスキルテスト（読解力に関する調査）の実施について

戸田市教育委員会では、国立言語学研究所と連携して「基礎的な読解スキルと学力との関係」に係る研究を進めており、この取組により、児童生徒の学力向上につなげたり、学校の実態に応じた教員の指導方向の平定としてたりすることになります。つきましては、下記のとおり実施しますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 名 称	Reading Skill Test（リーディングスキルテスト）
2. 目 的	(1) 児童生徒の汎用的読解力の実態を把握し、児童生徒への指導や支援の充実につなげる。 (2) 児童生徒に関する他のデータと合わせて分析することで学力向上等につなげる。
3. 対 象	各中学校 全学級
4. 実施時期	8月25日（金）～10月27日（金）の期間で学校が設定する日
5. 実施方法	授業内でタブレットパソコンを使用し、調査問題を解答する。
6. 注 意	本調査結果は上記の目的以外で使用することはありません。なお、上記が関係して、戸田市教育委員会が構築・運用する「教育総合データベース」における、誰一人取り残されない、子供たち一人一人に応じた支援の実現のための、①不登校等に係る子供たちのSOSの早期発見・支援（不登校、いじめ等）に関し、子供たちのSOSが事前に何らかの兆候として現れていないか、それを踏まえ、ニーズに応じた早期支援ができないか、②貧困・虐待等の困難を有する子供たちへの支援（上記（1）のようなSOSの兆候が現れた場合に、家庭的な要因に係るデータを市内の関係部署等に共有することにより、貧困・虐待等の困難を有する子供たちやその家庭への支援につなげることができないか）、の検証及び当該検証の結果を踏まえた支援に利用することとしております。

【調査の学校宛通知】

令和5年度長欠調査に係る調査方法の変更について

- 令和5年度長欠調査について
 - 長欠調査を完全デジタル化するため、令和4年度までの様式から変更する。
- その他
 - 長欠等の基準は変更なし。詳しくは別途送付される文書で確認ください。
- 本調査で提出された情報は、従来の用途のほか、戸田市教育委員会が構築・運用する「教育総合データベース」における、誰一人取り残されない、子供たち一人一人に応じた支援の実現のための、(1) 不登校等に係る子供たちのSOSの早期発見・支援（不登校、いじめ等）に関し、子供たちのSOSが事前に何らかの兆候として現れていないか、それを踏まえ、ニーズに応じた早期支援ができないか、(2) 貧困・虐待等の困難を有する子供たちへの支援（上記（1）のようなSOSの兆候が現れた場合に、家庭的な要因に係るデータを市内の関係部署等に共有することにより、貧困・虐待等の困難を有する子供たちやその家庭への支援につなげることができないか）、の検証及び当該検証の結果を踏まえた支援に利用することとしております。

学校が毎月該当者を記録し、市教委に提出する「長期欠席調査」

小6～中3対象にR5年度から全校実施する「リーディングスキルテスト」

考察・まとめ

(1) データベースの連携方法、連携頻度等の更なる改善が必要。〔技術面〕

- 器としてのデータベースを構築できたものの、最新の情報がタイムリーには連携されていない状況である。今後は日次など頻度の高い情報を中心に、手動連携となる場合にも本市や事業者の手間が可能な限り少なくなることで、持続可能性のあるデータベースの運用が可能となり、かつ、活用主体である教職員によるダッシュボードの日常使いにも繋がると考えている。あわせて、現行のフィードバック方法に即したダッシュボードへの改修やExcelで行っていた調査のWEBアプリ化も行っていく必要がある。

(2) 会議等の場での活用事例の蓄積や横展開を通して、ダッシュボードの活用を有機的に繋げていくことが重要。〔運用面〕

- 8月～11月にかけて、市内全18校と個別に打合せを実施し、ダッシュボードのプロトタイプや学校としてのデータ利活用の課題感について意見交換等を行った後、12月から市内全校に一齐にダッシュボードを連携した。現在は、ケース会議、生徒指導委員会、教育相談部会等での活用が中心であるが、当該活用を深めつつ、学年会議や校内研修での活用を進めていくことを期待している。また、校長会議や教員で構成される部会等において、具体的な活用事例を示すことなどを通して横展開を図り、データ利活用の文化を浸透させていくことが必要である。

(3) 不登校予測モデル等について更なる改善が必要。〔技術面〕

- 不登校予測モデルについては、活用主体である学校からのフィードバックを踏まえると一定の精度が確保されていたと考えている。ある学校からは見守りの対象としていた児童生徒と予測結果が8割程度一致したとの報告も受けている。一方で、一部の学校からは「どちらともいえない」といった評価もあった。次年度はWEBQU（Q-Uアンケートのデジタル版）を小学校全校に拡大するなど、現在の連携データ項目を維持しつつ、学校ごとに差があった搭載データの標準化に繋げていくとともに、不登校リスクスコアが高くなかったものの、結果的に長期欠席となった事例など今年度の実績についても分析を進め、不登校予測モデルの精度改善に繋げていく。
- 貧困・虐待などの家庭関係のリスクを検知するためのロジック構築については、こども家庭支援室と連携するとともに、今年度の各自治体での実践も参照しながら、データ項目や諸条件の設定を行う。
- 学校カルテについては、「学校×市平均ダッシュボード」を実装できたものの、「平均」ではデータの特徴を必ずしも表わせない。海外の事例も参考に、困難な状況にもかかわらず学力等を向上させている学校等の特徴についての判定ロジックを、Student Growth Percentile（SGP：児童生徒の学力の伸びの百分位数）の中央値（mSGPs）に基づき構築するなど、より分析を深めていく。